



情報公開・個人情報保護審査会／ 行政不服審査会について

令和4年7月7日

情報公開・個人情報保護審査会事務局／
行政不服審査会事務局
(総務部法務文書課)

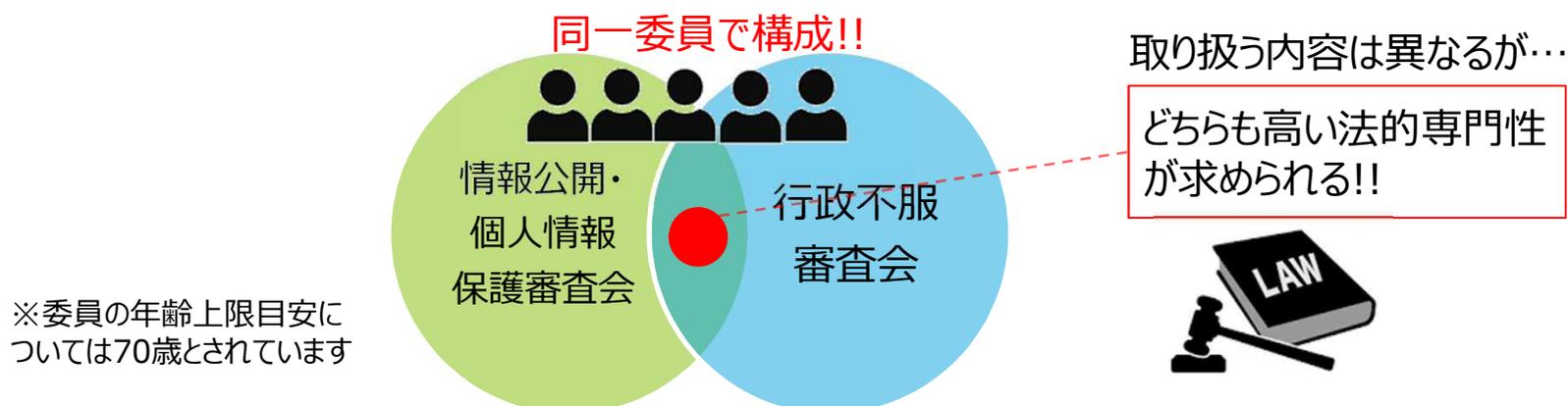


1 2つの審査会の一元化について

情報審・行服審の委員任期が、いずれも3年となりました

	新		旧	
	任期	今後の期間	任期	今回の期間
情報公開・個人情報保護審査会	3年	R4.4.1～ R7.3.31	2年	R2.4.1～ R4.3.31
行政不服審査会	3年	R4.4.1～ R7.3.31	3年	H31.4.1～ R4.3.31

委員の皆様には、2つの審査会について重複して担っていただきます

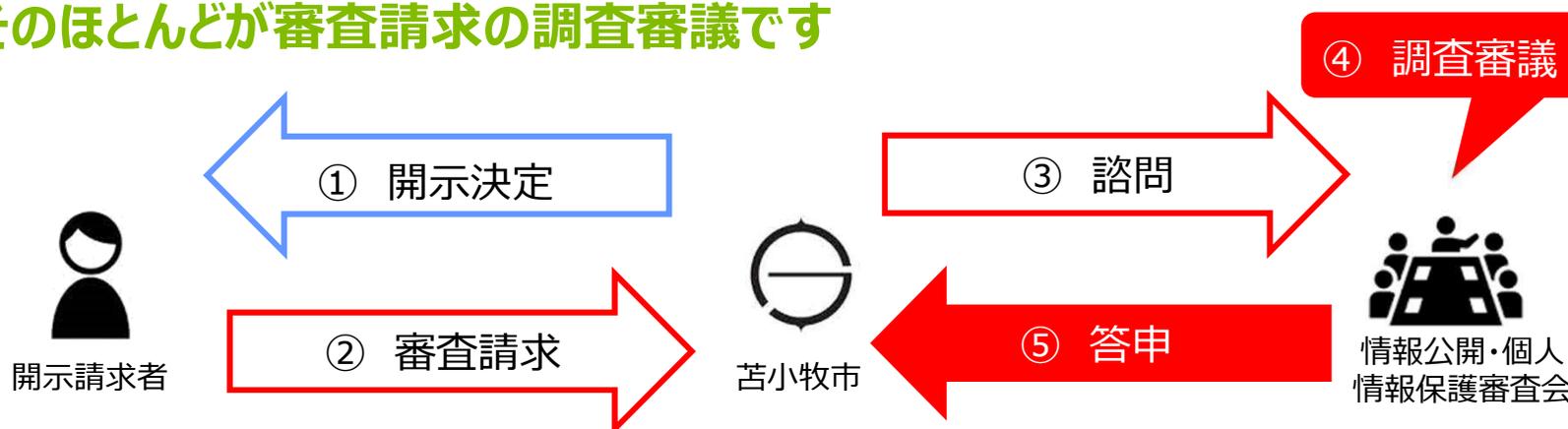


2-1 情報公開・個人情報保護審査会の仕組み

情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項は次のとおりです

所掌事項	
1	情報公開条例又は個人情報保護条例の規定による諮問に応じ、 審査請求 について調査審議すること。
2	個人情報保護条例の規定により審査会の意見を聴くこととされている事項について調査審議すること。
3	市長の諮問に応じ、情報公開及び個人情報の保護に係る施策に関する重要事項について調査審議すること。
4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する特定個人情報保護評価に係る点検に関すること。

そのほとんどが審査請求の調査審議です



2-2 情報公開・個人情報保護審査会の開催事例

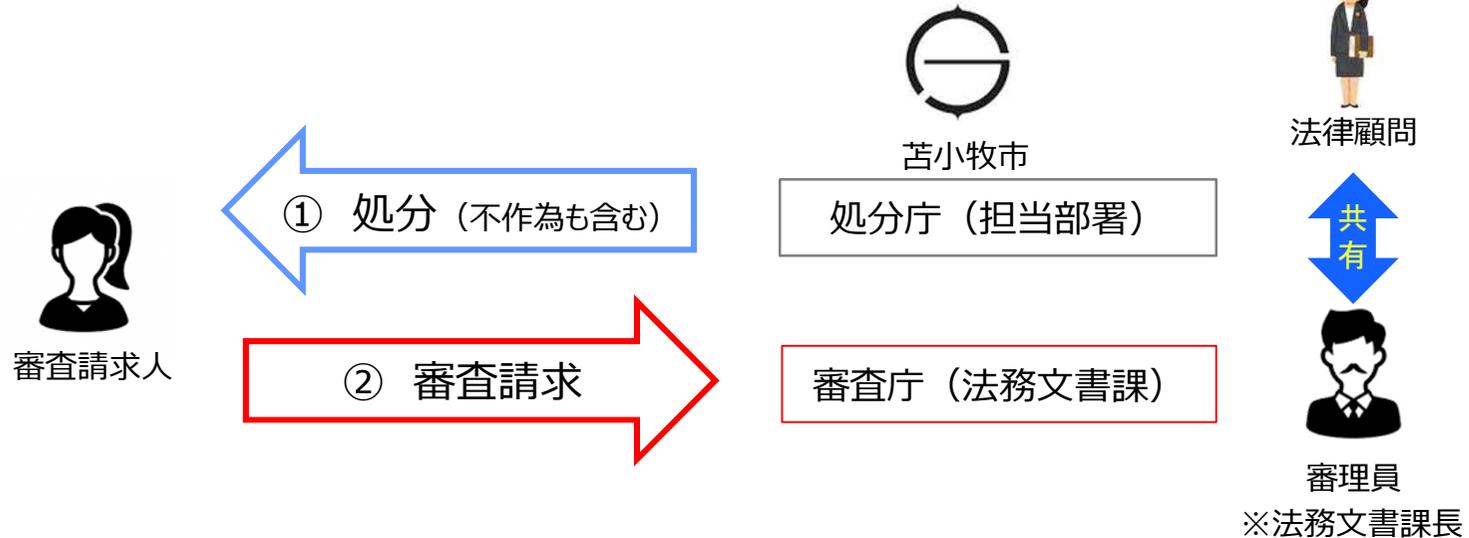
情報公開・個人情報保護審査会の審査請求に係る主な開催事例は次のとおりです

開催年度	開催回数	審議事項	概要
H29	2回	市立病院の治療中に発生したインシデントに係る報告書の一部開示決定に係る審議	<p>市立病院は、（審査請求人に対して）治療中に発生したインシデントに係る報告書について一部開示決定を行ったが、審査請求人は全部開示決定を求めたもの。</p> <p>【結論】 インシデント報告書を開示してしまうと医療事業の適正な遂行に支障を及ぼす可能性が相当程度認められるため、一部開示決定が妥当である。</p>
R03	2回	北光町死体遺棄事件を題材として、特定の個人に関する通報等の有無その他市の対応に係る情報の個人情報該当性などに係る審議	<p>北光町死体遺棄事件に係る当事者と市の関わりについて、開示し得るかどうかについて議論されたもの。</p> <p>【意見】 特定の個人に関する通報等の有無などの情報は、通常他人に知られたくない情報に関するものである限り、原則として公表できない。／公益上の理由によって開示を行うためには、どういう公益が満たされるのかということ、具体的に説明できなければならない。</p>

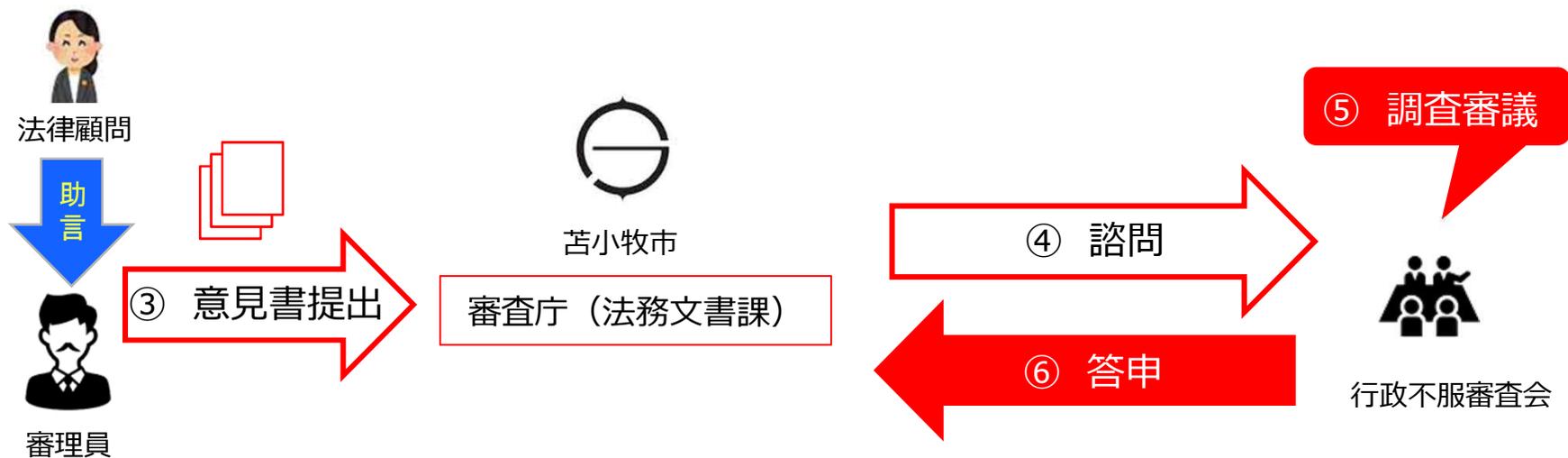
※審査請求に対する審議案件ではない

3-1 行政不服審査会の仕組み

市の処分に対し、処分を受けた者は、審査請求を行うことができます



審理員は顧問の助言を受けつつ意見書を作成し、審査庁に提出します



3-2 行政不服審査会の開催事例

行政不服審査会の審査請求に係る主な開催事例は次のとおりです

開催年度	開催回数	審議事項	概要
H30	1回	配偶者の戸籍の附票の写しの交付請求に対する不開示決定への審議	<p>配偶者の戸籍の写しを、審査請求人が求めたものの、DV等の被害の危険性があることから、不交付としたことに対して審査請求が行われたもの。</p> <p>【結論】 市は、DV等の行為の加害者などから戸籍の写しの請求があった場合は、「不当な目的があるものとして請求を拒否する」という取扱いに従い、審査請求人に対し、戸籍の附票を不交付としたものであるから、その決定は相当である。</p>